

平成 30 年度

第 17 回石川県ジュニアゴルフ選手権競技

競 技 規 定

- 主催 石川県ゴルフ協会、北國新聞社
後援 中部ゴルフ連盟、石川県、石川県体育協会、石川県ゴルフ場支配人協議会、
北陸放送、テレビ金沢、北陸プロゴルフ会
- 協賛 北陸コカ・コーラボトリング
日時 平成 30 年 8 月 21 日（火）スタート午前 8 時（予定）
会場 和倉ゴルフ倶楽部
〒926-0844 七尾市直津町子部 1-2 TEL0767-52-1667・FAX0767-52-3341
- 競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。
競技方法 18 ホール・ストロークプレーのセルフプレーとする。尚、荒天により競技を短縮する場合もある。
- 順位決定 各クラス共第 1 位タイの場合、即日委員の指定するホールで、ホールバイホールによるプレーオフを行い、優勝者を決定する。また 2 位以下がタイの場合はマッチング・カード方式にて順位を決定する。
注 1：マッチング・カードの方法は、9 ホールズ（10 番～18 番）の合計スコア、6 ホールズ（13 番～18 番）の合計スコア、3 ホールズ（16 番～18 番）の合計スコアの順で決定し、なお決定しない場合は 18 番ホールからのカウントバックにより決定する。
- 使用球の規格 競技者の使用球は、R&A 発行（USGA 版）の最新の公認球リスト（JGAHP:www. Jga. or. jp）に記載しているものでなければならない。この条件の違反の罰は競技失格。
- 溝とパンチマークの規格 2010 年 1 月 1 日施行の「溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件」（裁定 4-1/1）を適用する。
プレーヤーのクラブは 2010 年 1 月 1 日に施行されるゴルフ規則の溝とパンチマークの規格に適合していなければならない。この条件に違反するクラブ（1 または複数の）でストロークは行ってはいないが、それらのクラブを持ち運んだことに対する罰は、違反があった各ホールに対して 2 打。但し、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。ホールとホールの間で違反が発見されたときは次のホールのプレー中に違反が発見されたものとみなされ、罰はそれに応じて適用されなければならない。この条件に違反して持ち運ばれたクラブについて、プレーヤーはその違反を発見次第、マーカークが同伴競技者にその不使用宣言をしなければならない。プレーヤーがそうしなかった場合は、競技失格となる。この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格（付属規則Ⅱ5C ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照）
- 使用クラブの規格 競技者がラウンド中に持ち運ぶドライバーは R&A（USGA 版）の発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに名前が掲載されているクラブヘッドを有していなければならない。この条件の違反の罰は競技失格。
※「最新の公認球リスト」および「最新の適合ドライバーヘッドリスト」は JGA ホームページ（www. Jga. or. jp）で確認することができる。但し、公認球は月 1 回・適合ドライバーヘッドリストは週 1 回更新されるので注意のこと。

キャディー 正規のラウンド中、委員会によって指定された委員同行以外をキャディーとして使用する事を禁止する。「付属規則付 I (B) 2」を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)

※この競技の同行委員は、カートの運転操作とバックを運ぶのみ。通常のキャディー業務は行わない。

ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋌を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。(注意事項参照)

競技終了時点 本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって、終了したものとみなす。

参加の是非 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

参加資格 (1) 男子 15 歳～17 歳の部 (平成 12 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日の間に誕生の者)

(2) 男子 12 歳～14 歳の部 (平成 15 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日の間に誕生の者)

(3) 女子 15 歳～17 歳の部 (平成 12 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日の間に誕生の者)

(4) 女子 12 歳～14 歳の部 (平成 15 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日の間に誕生の者)

※いずれもラウンド経験者で、石川県ゴルフ協会のジュニア会員であること。

注意事項 ゴルフシューズは前述以外でも、グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とする。

締切日 平成 30 年 8 月 3 日 (金) 協会事務局に必着のこと。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、「非課税適用申請書」及び「健康保険証のコピー又は学生証」等の身分証明書を送付 (FAX 可) すること。

申込先 〒920-0919 金沢市南町 2-1 北國新聞会館 2 階石川県ゴルフ協会内
「石川県ジュニアゴルフ選手権競技」事務局

T E L (076) 234-5301 F A X (076) 234-5302

石川県ゴルフ協会のホームページ(<http://iga5620.jp/>)

競技参加料 今年度より無料とする。

※傷害保険料、ハーフ休憩での昼食は主催者で準備する。(昼食の持込み禁止)

競技当日費用 プレー代は 3,270 円 (消費税、県スポーツ振興基金込み)

参加賞 全員に記念品

表彰 各クラス優勝～3 位にトロフィ、賞状。4 位・5 位に副賞

練習指定日 7 月 25 日 (水) ～8 月 20 日 (月) までの間で特に指定日は設定しない。但し、土・日・祝日・8 月 7 日 (火) ・13 日 (月) ～15 日 (水) を除く。スタートは前もって開催倶楽部に予約すること。選手のプレー代は 3,270 円 (消費税・スポーツ振興基金含む)、練習ラウンドは引率者又は保護者が帯同プレーすることを原則とする。引率者、保護者のプレー料金は会員並み料金とする。尚、土・日・祝日の引率及び保護者の料金は、通常料金とする。尚、帯同者はカートの運転操作を行い、選手の安全管理に十分注意すること。

指導事項 選手は、ラウンド終了後 (競技日・練習日) 自己のクラブは自分で手入れし、所定の場所に置くこと。

協力事項 バッグは口径 9.5 インチ、重量は 13 キロを超えないこと。(スタンド付きキャディーバッグが望ましい)

但し、車輪 (ローラー) 付きキャディバッグは禁止とする。

服装規定

①クラブハウスへの来場・退場時・表彰式 (保護者も同様)

- ・必ず上着を着用すること。(スーツ・ブレザーなど) (7月・8月は除く)
- ・服装はジャンパー、ブルゾン、ジーンズ、カーゴタイプ、スエット、ジャージ、スリッパ、サンダル、ミュール等は禁止とする。

②プレー時

- ・安全上、健康上必ず着帽(ひさし付)すること。(クラブハウス内では脱帽)
- ・襟付きスポーツシャツまたはタートル及びハイネックを着用すること。(Tシャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可) 男性の裾出し禁止とする。
- ・短パン時のハイソックス着用及び、ゴルフシューズは会場クラブの規定に従うこと。
- ・タオルを首、頭に巻く、肩に掛ける、腰に下げることは禁止とする。タオルはカートに入れるか、バックに掛けること。
- ・スポーツシャツ(ユニホーム)には学校名を表示すること。

(刺繍、ワッペン等)

その他、会場クラブの規定に従うこと。

※服装規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合は、競技委員会は競技中を含め、いつでも競技者の参加資格を取り消すことが出来る。

その他

競技中に発生した疫病や紛失、破損、その他の事故等に際し、主催、協賛、運営、後援、協力等の各団体は一切責任を負いません。

平成 30 年度
第 17 回石川県ジュニアゴルフ選手権競技

申 込 書

フリガナ		性別	生年月日	平成 年 月 日生 (歳)	
参加者名		男・女			
住 所	〒 —		連絡先 (TEL 及び FAX)		
学校名		学年	年	ベストスコア	
保護者氏名		続柄		連絡先	
出場クラス (○で囲む)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男子 15 歳～17 歳の部 (H12. 4. 2～H15. 4. 1 の間に誕生した者) ・ 女子 15 歳～17 歳の部 (H12. 4. 2～H15. 4. 1 の間に誕生した者) ・ 男子 12 歳～14 歳の部 (H15. 4. 2～H18. 4. 1 の間に誕生した者) ・ 女子 12 歳～14 歳の部 (H15. 4. 2～H18. 4. 1 の間に誕生した者) 					
<p>上記のとおり参加費を添えて申込みします。 平成 30 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒920-0919 金沢市南町 2 番 1 号 北國新聞会館 2 階石川県ゴルフ協会内 石川県ジュニアゴルフ選手権競技事務局 御中</p>					

《個人情報・肖像権に関する同意内容》

本競技の参加申込により、当協会が取得する個人情報及び肖像権は、次の目的のみに利用することに予め同意、承諾することを要する。

- ①本競技の参加資格の審査。
- ②本競技の開催及び運営に関する業務。
これには、競技の開催に際し競技関係者（報道関係を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、所属（所属クラブ、所属団体、学生の場合学校及び学年）ならびに競技結果の公表。
- ③本競技における競技結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記②記載の適宜の方法による公表。
- ④本競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、広報（HP、会報等）のための公表。

ゴルフ場利用非課税・課税免税適用申請書

石川県知事 谷本 正憲 殿

ゴルフ場利用税に非課税の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

利用ゴルフ場名	和倉ゴルフ倶楽部		
利用年月日	平成 30 年 8 月 21 日 (火)		
氏 名		区 分 (○を付ける)	
住 所	〒	メンバー・ビジター	
性別 (○を付ける)	男 ・ 女		
生年月日	平成	年	月 日生
非課税該当区分 (該当の区分に○印を付ける)	18 歳未満	70 歳以上	障害者等
	国民体育大会	教育活動	スポーツマスターズ等
証明書に種類 (該当の区分に○印を付ける)	運転免許証 学生証 健康保険証 その他 ()		
	職員証 パスポート 障害者手帳等 学校長の証明 教育委員会の証明		
備 考			

1. 18 歳未満、70 歳以上及び障害者等の方は、この申請書を利用するゴルフ場が最初の利用である場合にゴルフ場に提出して下さい。また、受付の際に非課税利用に該当することを証明する証明書をゴルフ場に提示して下さい。
2. 教育活動、国民体育大会、スポーツマスターズ等の利用の場合は、利用の都度この申請書を提出して下さい。その際には、受付に非課税利用に該当することを証明する証明書をゴルフ場に提出して下さい。
3. この申請書を提出しない場合は、2 又は 3 の証明書を提示または提出しない場合は、非課税の適用を受けられない場合があります。